

保護者 記入	幼児名 (幼稚園名)	(幼稚園)	学齢(平成 31年度)	年少・年中・年長	受付NO
		(幼稚園)		年少・年中・年長	
		(幼稚園)		年少・年中・年長	

<平成 年度 幼稚園預かり保育申込み用>

就 労 証 明 書

1. 外勤の方

勤務者氏名			勤務者住所					
就職・採用年月日	昭和・平成	年	月	日	(採用・採用予定)			
任用期間終了日	平成	年	月	日	継続更新(有・無) ※契約期間がある場合のみ			
雇用形態	正職員・アルバイト・パート・契約社員・派遣社員・嘱託・その他()							
勤務形態	固定制		シフト制					
勤務時間 (※休憩時間を除く)	午前・午後	時	分	①午前・午後	時	分		
	～午前・午後	時	分	1日()	時間()	分		
	1日()	時間()	分	②午前・午後	時	分		
	1週()	時間()	分	1日()	時間()	分		
				③午前・午後	時	分		
				1日()	時間()	分		
				平均	1週()	時間()		
勤務日数	平均	日/月	週	日(月火水木金土日)				
勤務場所								
仕事の内容(具体的に書いてください。)								
産前産後休暇期間	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
育児休暇期間	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
職場復帰日	平成	年	月	日	より	(確定・予定)		
上記のとおり勤務していることを証明いたします。 平成 年 月 日 所在地 事業所名 代表者名 電話番号 印								

2. 内職の方

内職者氏名			内職者住所	美里町		
仕事を始めた日	昭和・平成	年	月	日		
就労時間(※休憩時間を除く)	午前・午後	時	分	～午前・午後	時	分
				平均	1日()	時間()
				平均	1週()	時間()
就労日数	平均	日/月	または	週	日(月火水木金土日)	
仕事の内容(具体的に書いてください。)						
上記のことについて事実と相違ないことを証明いたします。 平成 年 月 日 所在地 名称 代表者名 電話番号 印						

- 該当する箇所には、○印で囲んでください。
- 勤務時間には休憩時間を除いた時間を記入ください。
- この書類は幼稚園預かり保育申込のために使用するものであり、その他の目的に使用するものではありません。
- 就労証明書の記載内容に事実と相違することが判明した場合には、幼稚園預かり保育取消しの対象となります。

保護者 記入	幼児名 (幼稚園名)	(幼稚園)	学齢(平成 31年度)	年少・年中・年長	受付No
		(幼稚園)		年少・年中・年長	
		(幼稚園)		年少・年中・年長	

<平成 年度 幼稚園預かり保育申込み用>

就 労 申 立 (証 明) 書

1. 自営業の方

氏名			住所								
自営業開始年月日	昭和・平成	年	月	日	(開始・開始予定)						
就労形態	自営業中心者・自営業協力者・委託契約販売・日々雇用・その他()										
従業員は	(有(人)・無)です。										
事業所は自宅の	(敷地内・敷地外)にあります。 ※敷地外の場合は所在地()										
就労形態	固定制		シフト制								
就労時間 (※休憩時 間を除く)	午前・午後	時	分	①午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分	1日()時間()分
	～午前・午後	時	分	②午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分	1日()時間()分
	1日()時間()分			③午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分	1日()時間()分
	1週()時間()分			平均			1週()時間()分				
就労日数	平均	日/月	週	日(月火水木金土日)							
仕事の内容(具体的に書いてください。)											
上記のとおり自営業の状況について申立いたします。 平成 年 月 日 所在地 名称 代表者名 電話番号 印											

上記のとおり自営業に従事していることを確認しました。

平成 年 月 日

民生児童委員

印

2. 農業の方

氏名			住所		
耕作面積	a	耕作品目			
稼働時間 (※休憩時 間を除く)	繁忙期() 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分 平均1日()時間()分				
	閑散期() 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分 平均1日()時間()分				
稼働日数	平均	日/月	または	週	日(月火水木金土日)

※農業の方については、記入後に農業委員会や町民生活課が交付する「耕作面積証明書」を添付してください。

- 該当する箇所には、○印で囲んでください。
- この書類は幼稚園預かり保育申込のために使用するものであり、その他の目的に使用するものではありません。
- 就労申立(証明)書の記載内容に事実と相違することが判明した場合には、幼稚園預かり保育取消しの対象となります。